

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

久慈地区国有林材生産協同組合
岩手県久慈市小久慈町15-33-9

2. 指名停止措置期間

令和4年11月30日から令和4年12月29日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

久慈地区国有林材生産協同組合は、三陸北部森林管理署久慈支署と令和4年3月29日に契約締結した造林事業請負（森林環境保全整備事業 保育間伐（活用型））において、令和4年5月13日に不適切な伐倒作業とかかり木の処理作業から死亡災害を発生させ、令和4年8月12日付けで二戸労働基準監督署から、指導票による改善措置の指示を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）第7号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 部局発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070